

## 議案第13号

江別市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

江別市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

江別市長 後藤 好人

江別市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(江別市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 江別市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に改め、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に改め、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に改め、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に改め、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に改め、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に改め、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に改め、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に改め、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に改め、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に改め、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第17条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第17条の3第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800		

32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		

70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700					
87	266,500	306,100	356,100					
88	266,800	306,400	356,500					
89	267,100	306,700	356,700					
90	267,400	307,000	357,100					
91	267,700	307,300	357,500					
92	268,000	307,600	357,900					
93	268,300	307,800	358,100					
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					

	108		312,100	363,800					
	109		312,300	364,200					
	110		312,600						
	111		313,000						
	112		313,300						
	113		313,500						
	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員 の 区 分	職務 の級  号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

	円	円	円	円	円	円	円
1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200

38	273, 100	290, 400	314, 300	335, 600	374, 300	435, 200	477, 000
39	273, 800	290, 900	315, 100	336, 700	375, 700	436, 400	477, 700
40	274, 500	291, 300	315, 900	337, 800	377, 000	437, 600	478, 400
41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300	438, 800	479, 200
42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700	439, 800	
43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000	440, 900	
44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300	442, 000	
45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800	443, 000	
46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000	443, 500	
47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000	
48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400	
49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000	
50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500	
51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900	
52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400	
53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900	
54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300	
55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600	
56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900	
57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300	
58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600		
59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300		
60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900		
61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500		
62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100		
63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800		
64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400		
65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100		
66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600		
67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200		
68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700		
69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100		
70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700		
71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100		
72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400		
73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700		
74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200		
75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600		

76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900		
77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200		
78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700		
79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200		
80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600		
81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900		
82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300		
83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800		
84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200		
85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600		
86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900			
87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500			
88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000			
89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300			
90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800			
91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100			
92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400			
93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000			
94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500			
95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000			
96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500			
97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100			
98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600			
99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100			
100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500			
101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100			
102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600			
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100			
104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600			
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200			
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600			
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100			
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600			
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200			
110	306, 500	337, 800	372, 400				
111	306, 700	338, 100	372, 900				
112	307, 000	338, 400	373, 300				
113	307, 300	338, 700	373, 700				



114	307,500	339,100	374,100				
115	307,800	339,400	374,600				
116	308,000	339,700	375,100				
117	308,300	339,900	375,500				
118	308,500	340,200	376,000				
119	308,800	340,500	376,500				
120	309,100	340,700	377,000				
121	309,400	340,900	377,300				
122	309,700	341,200					
123	310,000	341,500					
124	310,300	341,800					
125	310,500	342,000					
126	310,700	342,300					
127	311,000	342,600					
128	311,400	342,800					
129	311,600	343,000					
130	311,900	343,200					
131	312,200	343,500					
132	312,600	343,700					
133	312,800	344,000					
134	313,100	344,400					
135	313,400	344,800					
136	313,700	345,200					
137	313,900	345,500					
138	314,200	345,900					
139	314,500	346,300					
140	314,800	346,700					
141	315,000	347,000					
142	315,300	347,400					
143	315,700	347,700					
144	316,000	348,100					
145	316,200	348,400					
146	316,400	348,800					
147	316,700	349,200					
148	317,000	349,600					
149	317,200	349,900					
150	317,400	350,300					
151	317,700	350,700					

152	318,000	351,100					
153	318,400	351,400					
154	318,600						
155	318,800						
156	319,100						
157	319,400						
158	319,700						
159	320,000						
160	320,300						
161	320,700						
162	321,000						
163	321,300						
164	321,600						
165	322,000						
166	322,300						
167	322,600						
168	322,900						
169	323,300						
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000

備考 この表は、江別市夜間急病センターに勤務する看護師及び准看護師である職員並びにこれらの職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員に適用する。

第2条 江別市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「あって」の次に「、初任給調整手当（第二種初任給調整手当に限る。以下同じ。）」を加える。

第6条の2の次に次の1条を加える。

（初任給調整手当）

第6条の3 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額）並びにこれに第8条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、初任給調整手当を支給する。

2 初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条の2第1項第1号中「自動車等」の次に「及び駐車場等（自動車等の駐車のための施設であつて、その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下この条において同じ。）を加え、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66, 400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条第2項中「及び前項第2号」を「、第1項第2号」に改め、「に定める額」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、「、前項」を「、前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前条第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第9条の3第1項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加える。

第15条中「地域手当の月額」の次に「、初任給調整手当の月額」を加える。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分

の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第17条の3第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附則に次の1項を加える。

(住居手当の特例)

19 当分の間、第16条第1項に規定する職員の居住地が江別市内である場合には、同条第2項の規定の適用については同項第1号中「16,000円」とあるのは「14,000円」と、同項第2号中「11,000円を加算した額」とあるのは「13,000円を加算した額（当該額が28,000円を超えるときは、28,000円）」とする。

(江別市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第3条 江別市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第4条 江別市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

(江別市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第5条 江別市特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第6条 江別市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

(江別市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 江別市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

第16条第2項中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

第8条 江別市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「給料」の次に「、初任給調整手当（第二種初任給調整手当に限る。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「）並びに」の次に「初任給調整手当、」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

(初任給調整手当及びこれに相当する報酬)

第4条の2 新たに採用された会計年度任用職員であつて、採用の日において、当該会計年度任用職員が受けるべき給料又は基本報酬及び地域手当（次条に規定する地域手当又は地域手当に相当する報酬をいう。）の額について市長が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して市長が定める額を下回るものに対して、初任給調整手当（パートタイム会計年度任用職員にあつては、これに相当する報酬

。次項において同じ。)を支給する。

- 2 前項の規定による初任給調整手当を支給される会計年度任用職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

第13条第1項中「地域手当の月額」の次に「、初任給調整手当の月額」を加え、同条第2項第1号中「相当する報酬の月額」の次に「、初任給調整手当に相当する報酬の額（当該会計年度任用職員の勤務時間数等に応じ規則で定める額をいう。）」を加え、同号中「勤務日数」を「勤務時間数等」に改め、同項第2号中「相当する報酬の日額」の次に「、初任給調整手当に相当する報酬の額（当該会計年度任用職員の勤務時間数等に応じ規則で定める額をいう。）」を加え、同号中「勤務日数」を「勤務時間数等」に改め、同項第3号中「相当する報酬の時間額」の次に「、初任給調整手当に相当する報酬の額（当該会計年度任用職員の勤務時間数等に応じ規則で定める額をいう。）」を加え、同号中「勤務日数」を「勤務時間数等」に改める。

第15条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

第16条第2項中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

(江別市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 江別市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和55年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「種類は」の次に「、初任給調整手当（第二種初任給調整手当に限る。以下同じ。）」を加える。

第3条の次に次の一条を加える。

(初任給調整手当)

第3条の2 初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について市長が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して市長が定める額を下回るものに対して支給する。

- 2 前項の規定による初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

第19条第2項中「種類は」の次に「、初任給調整手当」を加える。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「種類は」の次に「、初任給調整手当（第二種初任給調整手当に限る。以下同じ。）」を加える。

第3条の次に次の一条を加える。

(初任給調整手当)

第3条の2 初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について地方公営企業管理者（以下「管理者」という。）が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定による初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

第4条の2中「地方公営企業管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

第17条第2項中「種類は」の次に「、初任給調整手当」を加える。

（地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第11条 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第29項中「第17条第3項」を「第6条の3、第17条第3項」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条から第11条までの規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（江別市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条第2項及び第3項並びに第17条の3第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は令和7年4月1日から、第1条の規定（給与条例第17条第2項及び第3項並びに第17条の3第2項の改正規定に限る。）、第3条の規定、第5条の規定及び第7条の規定による改正後の各条例の規定は、同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

3 この条例の規定（第1条、第3条、第5条及び第7条の規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の各条例の規定を適用する場合においては、この条例の規定による改正前の各条例の規定に基づいて支給された給与は、この条例の規定による改正後の各条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。